

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成28年3月16日(水) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時26分

出席者 委 員 委員長 岡 賢 治

大 谷 好 一 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

長 芳 孝 入 野 登志子 海老原 恵 子

高 岩 義 祐

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 青 木 一 男 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

小久保 かおる 古 沢 ちい子 白 石 幹 男

針 谷 正 夫 大 川 秀 子 千 葉 正 弘

天 谷 浩 明 福 富 善 明 大 武 真 一

小 堀 良 江 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

大 武 真 一

事務局職員 事務局 長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

主 査 福 田 博 紀 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設水道部長	鈴木	進
都市整備部長	渡邊	慶
都市整備部技監	市川悦郎	
大平総合支所長	小林敏	恭
藤岡総合支所長	田中	徹
都賀総合支所長	青木康弘	
西方総合支所長	中田博之	
岩舟総合支所長	大島純一	
道路課長	田中良一	
河川緑地課長	天谷和夫	
参事兼下水道課長	村上隆一	
水道業務課長	鈴木英夫	
水道工務課長	古澤一豊	
参事兼都市計画課長	松澤賢一	
市街地整備課長	國保能克久	
住宅課長	大野和智	
建築課長	長	
大平総合支所都市整備課長	齊藤昌巳	
大平総合支所都市建設課長	牧野修一	
藤岡総合支所都市建設課長	安生光宏	
都賀総合支所都市建設課長	坂田知司	
西方総合支所産業建設課主幹	高橋克行	
岩舟総合支所都市建設課長	水落恒夫	

平成28年第1回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成28年3月16日 午前 9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第35号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第36号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第37号 栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第38号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第47号 市道路線の廃止について
- 日程第 6 議案第48号 市道路線の認定について
- 日程第 7 議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第 8 議案第15号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第16号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第17号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第19号 平成27年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 1号 平成28年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）
- 日程第13 議案第 6号 平成28年度栃木市下水道特別会計予算
- 日程第14 議案第 7号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計予算
- 日程第15 議案第 9号 平成28年度栃木市水道事業会計予算

◎開会及び開議の宣告

○委員長（岡 賢治君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（岡 賢治君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（岡 賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第35号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木水道業務課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第35号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書は115ページ、116ページであります。議案説明書はその2の30ページから32ページであります。

それでは、恐れ入りますが、議案説明書その2の30ページをお開き願います。初めに、提案理由であります。地方公務員法の一部改正に伴い、市の一般職に準じ、企業職員の勤勉手当の支給に関し、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものであります。

概要であります。勤務成績を人事評価の結果及び勤務の状況に改めるというものであります。

参照条文は省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、31ページ、32ページをごらんください。第14条中、「勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改めるというものであります。

お手数ですが、議案書116ページをお開きください。議案書でございます。議案書116ページ、附則、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法をお願いいたします。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 1つだけ聞かせていただきます。

この人事評価というその人事評価のメンバーがわかれば、ひとつお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 鈴木水道業務課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） 人事評価のメンバーといいますと、要するに部下に対して上司が評価をするという、その積み上げになっていまして、一次評価者、二次評価者、一般職であります。一次評価者がチームリーダーですか、二次評価者が課長ということになります。係長職ですと、一次評価者が課長、二次評価者が部長と、だんだんに上がっていくような形になっております。

○委員長（岡 賢治君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） はい、わかりました。

○委員長（岡 賢治君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第35号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第2、議案第36号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

長建築課長。

○建築課長（長 智君） おはようございます。それでは、ただいまご上程いただきました議案第36号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案書は117ページ、議案説明書はその2の34ページをお開きください。

最初に、議案説明書をごらんください。提案理由は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要ですが、既存住宅に係る長期優良住宅認定申請手数料を定めること、規定の整理を行うこととございます。

参照条文は省略させていただきます。

続きまして、35、36ページをお開きください。条文の新旧対照表でございます。最初に、長期優良住宅認定制度についてご説明させていただきます。長期優良住宅につきましては、平成21年に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行され、長期にわたり良好な状況で使用するための措置が講じられた長期優良住宅に関する認定制度が創設されました。これまで新築住宅に係る認定基準のみを定め運用してきましたが、法律施行規則の一部改正に伴いまして、本年4月1日から新たに既存住宅において増築又は改築を行う場合においても認定申請ができることとなるため、その手数料を定めるというものでございます。

36ページの41の項の前段につきましては、これまでの新築住宅に係る手数料を定めたもので、文言の整理を行っておりますが、手数料の額に変更はございません。

続きまして、37、38ページをお開きください。右側のページ、下から3行目の（2）、（1）以外の場合、この部分が既存住宅における増築又は改築を行う場合の認定申請に係る手数料で、今回加える部分でございます。手数料の額ですが、下から2行目の片仮名のアは、申請の内容が基準に適合している旨を証する適合証の添付がある場合でございます。

続きまして、39、40ページをお開きください。右側のページ、片仮名の（ア）として、一戸建て住宅の場合は2万6,000円となるものです。

次に、片仮名の（イ）として、共同住宅等の場合ですが、5戸以内のものにつきましては4万9,000円となるものです。以下、5戸を超えるものにつきましては、記載のとおりとなっております。

次に、中ほどの片仮名のイ、片仮名のア以外の場合については、申請の内容が基準に適合している旨を証する適合証の添付がない場合でございます。まず片仮名の（ア）として、一戸建て住宅の場合は6万3,000円とするものです。

次に、片仮名の（イ）として、共同住宅等の場合ですが、5戸以内のものについては14万9,000円とするものです。以下、5戸を超えるものにつきましては、記載のとおりとなっております。

下から3行目の2、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査以降につきましては、認定申請に伴う確認申請に係る手数料でございます。額はこれまでの新築住宅におけ

る認定申請に伴う確認申請に関する手数料と変更はなく、増築、改築の場合も同額でございます。

続きまして、43、44ページをお開きください。右側のページ、43の項をごらんください。この項につきましては、認定を受けた計画の変更認定に係る手数料を載せているものでございます。

45、46ページをお開きください。右のページをごらんください。既存住宅の増築又は改築に係るものについて、上から8行目の片仮名のイ、ア以外の場合、この手数料を加えるというものです。手数料の額ですが、片仮名の（ア）として、適合証の添付があった場合、片仮名の（イ）として、適合証の添付がない場合、一戸建て住宅、共同住宅とも先ほどご説明いたしました41の項に規定する当初申請に係る手数料の2分の1に相当する金額とするものです。

中ほどの（2）長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査以降及び47、48ページの44の項につきましては、文言の整理を行っております。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、123ページをお開きください。附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第36号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第3、議案第37号 栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

長建築課長。

○建築課長（長 智君） 続きまして、ただいまご上程いただきました議案第37号 栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は124ページ、議案説明書はその2の50ページをお開きください。

最初に、議案説明書をごらんください。提案理由は、建築基準法の一部改正に伴い、栃木市建築審査会の委員の任期を定めるため、栃木市建築審査会条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものです。

改正の概要ですが、栃木市建築審査会の委員の任期を2年とするということでございます。

参照条文は省略させていただきます。

続きまして、51、52ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、右のページをごらんください。上から3行目、第1条の中の組織の次に「、委員の任期」を加えるというものです。

次に、委員の任期として、第3条を加えるというものです。まず、第1項、委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

次に、第2項、委員は、再任されることができる。

第3項、委員は、任期が満了した場合であっても、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。というものです。

議案書にお戻りいただきまして、125ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するというものです。

以上で栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第37号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするということにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第4、議案第38号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

長建築課長。

○建築課長（長 智君） 続きまして、ただいまご上程いただきました議案第38号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は126ページ、議案説明書はその2の54ページをお開きください。

最初に、議案説明書をごらんください。提案理由は、千塚産業団地地区計画及び静戸中央西地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域に千塚産業団地地区整備計画区域及び静戸中央西地区整備計画区域を加えること、両地区整備計画区域における建築物の用途の制限等を定めることとでございます。

参照条文は省略させていただきます。

続きまして、55、56ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、右のページをごらんください。まず、別表第1に、千塚産業団地地区整備計画区域及び静戸中央西地区整備計画区域を加えるというものです。これは、本条例が適用される区域を定めるものでございます。

続きまして、少し飛びまして、61、62ページをお開きください。右のページをごらんください。この表は別表第2でございますが、この表に千塚産業団地地区整備計画区域及び静戸中央西地区整備計画区域を加えるというものです。これは、昨年9月に千塚産業団地地区整備計画が、本年2月に静戸中央西地区整備計画がそれぞれ都市計画決定されたため、建築基準法第68条の2、市町村は地区計画区域内において、建築物の敷地、構造、用途等に関する事項で、地区計画の内容として定められたものを条例でこれらに関する制限として定めることができると規定されていることから、本条例において都市計画で決定された両区域内における建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限及び建築物の高さの制限などを定めるものでございます。

制限の内容をご説明いたしますので、64ページとあわせてごらんください。まず、左から3列目、千塚産業団地地区整備計画区域における用途の制限では、工場、倉庫、床面積500平米以下の店舗、事務所など、これらの用途以外のものは建築することができないというものです。また、右から3列目、敷地面積の最低限度を1,000平方メートル、右から2列目、建築物の壁面の位置の制限とし

て、地区境界線までの距離を2メートル以上、道路境界線及び隣地境界線までの距離を1メートル以上とするものです。

次に、静戸中央西地区整備計画区域における用途の制限では、火薬類やガスなどの危険物を製造するものを除いた工場、危険物の貯蔵等を除いた倉庫、事務所など、これらの用途以外のものは建築することができないというものです。また、敷地面積の最低限度を1,000平方メートル、建築物の壁面の位置の制限として、地区境界線、道路境界線及び水路境界線までの距離を2メートル以上、隣地境界線までの距離を1メートル以上とし、建築物の高さの限度として、地盤面から10メートル以下とするものです。

以上が制限の内容でございますが、あわせて別表第2の中の市道路線番号を来年度から実施されます予定の市道路線の再編に伴う新たな路線番号に変更するなど文言の整理を行っております。

議案書にお戻りいただきまして、128ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するというものです。

以上で栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第38号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第47号、議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第5、議案第47号 市道路線の廃止について及び日程第6、議案第48号 市道路線の認定については関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第47号 市道路線の廃止について及び議案第48号 市道路線の認定についてを一括でご説明いたします。

議案書は169ページから170ページ、議案説明書はその2の144ページから146ページでございます。また、栃木市道路線廃止調書及び廃止路線網図が1冊、栃木市道路線認定調書及び認定路線網図1冊の計2冊が別冊でございます。通常の場合、議案説明書内に路線名及び位置図を記載しておりましたが、今回は全市道の廃止、認定となりますので、別冊で準備したところでございます。

初めに、議案説明書の144ページをお開きください。議案第47号 市道路線の廃止についてご説明いたします。市道路線の廃止についてであります。提案理由でございますが、合併後再編するとされていた道路台帳につきまして、各地域において異なる表示及び重複していた市道路線を一括して見直しを行うことに伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、別冊の栃木市道路線廃止調書及び廃止路線網図の冊子をごらんください。この調書につきましては、先ほど申し上げましたように、通常であれば議案書の中に1冊でおさめるところでございますが、今回は全路線ということでございますので、別冊となっております。

概要を申し上げますと、路線数にいたしますと4,724路線を廃止するというもので、その内訳は、1級幹線市道86路線、2級幹線市道186路線、その他市道4,452路線であります。路線ごとの路線番号、路線名、起終点については、この調書の中に記載をしてございます。その調書の中には、ピニールファイルに路線網図ということで、図面をおさめておりまして、10枚、各地区ごとに合わせて10枚ということになっております。

次に、廃止路線番号の表記についてご説明いたしますが、これについては既に議員研究会でご説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

このような現在の市道路線につきましては、合併時に路線番号は暫定的に表示してきましたが、合併協議の際に、市の管理します道路の基礎的事項を記載した道路台帳の調整は、合併後に再編するという事になっております。これら合併により引き継がれました市道路線について幾つかの課題がありました。まず、路線名等の重複、それと旧市町界での路線の分断、そして1級・2級幹線道路設定などの路線区分の不整合、さらに旧市町ごとの認定基準の相違等が課題であり、これらを解消するため、適正な路線の再編成を行うこととし、そのため現在認定されている市道路線全部を一括廃止するというものでございます。

次に、議案書の169ページをお開き願います。この表に記載の全路線、先ほどの別冊でございますが、別冊の栃木市道路線廃止調書を市道として廃止したいというものであります。

続きまして、議案説明書のその2の146ページをお開きください。議案第48号 市道路線の認定についてご説明いたします。市道路線の認定についてであります。

提案理由でございますが、合併後再編することとされていた道路台帳につきまして、各地域において異なる表示及び重複していた市道路線の一括した見直しを行うことに伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定することについて、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めたものであります。これは、新たに市道路線全部を一括認定するというところでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、栃木市道路線認定調書及び認定路線網図の冊子を、これも別冊で用意してございます。これの概要についてご説明いたします。この調書は、認定となる市道路線の一覧でありまして、路線数で4,938路線を認定するもので、その内訳は1級幹線市道77路線、2級幹線市道151路線、その他市道4,710路線であります。路線ごとの番号、路線名、起終点につきましては、この調書内に1級幹線が1ページから、2級幹線が5ページから、その他が各地域のブロックごとに区分してありまして、12ページから200ページに表示してございます。なお、ビニールファイルには、認定路線網図ということで10枚入っております。

次に、認定路線番号についてご説明いたします。1級幹線市道は1ページから全地域を対象といたしまして、都市計画決定された幹線街路や主要集落相互、主要集落と主要公共施設、主要集落と国県道に連絡する道路ということで定めております。路線番号につきましては、4桁の表示としまして、1級幹線の市道である場合、一番4桁の頭に1が表示されまして、最初の番号が1001から連番となっております。呼び方につきましては、表示は先ほど1001ですけれども、呼び方としましては1-1号線というふうに読んでいくということに考えております。具体的な例としましては、調書内に図面と対照いただくとわかるのですけれども、一つの例としまして、具体的な例としましては、1ページの上にありますその1-1号線については、通称広域農道でありまして、西方から藤岡までの従来の路線名が15路線を表示していたものを1路線とするものでございます。このように再編統合していくというようなこととなります。2級幹線市道は5ページから、番号については4桁表示で、2級市道でありますので、最初に2の番号をつけまして、2001から連番となります。呼び方は2-1号線からとなります。その他の市道につきましては12ページから、その他の市道というのは、基本的には各地域内を対象としまして、幹線道路を結ぶ道路や住宅地内における基幹道路が、起終点が県道や市道に接続している道路ということで、路線番号のつけ方については、5桁表示としております。上1桁目に地域番号としまして、栃木地域とか大平地域ということを最初に表示しまして、2桁目に地域内のブロック番号、3桁目からが通し番号ということでつけております。これについては、5桁の最初の数字が栃木地域であれば1番、大平地域であれば2番、藤岡地域であれば3、順次4、5、6ということで、岩舟地域が6番となります。ブロック番号については、各地域内をブロックに区分している関係で、ブロックの番号となっております。

ちょっと、ここでまた具体的な例で申し上げますと、調書の16ページで一つの例ですけれども、市道の11101号線という表記がございます。これについては、1桁目の地域番号が1でありますので、栃木地域、2桁目のブロック番号が1のため、栃木地域内の1ブロックの次の101号線となります。呼び方は11-101号線というふうに読んでまいります。

今まで申しましたこの路線再編成の基本的な考え方でありますけれども、旧市町から引き継がれた認定済みの路線は、道路法に基づく要件を備えているとしまして、再認定をすることといたしております。ただし、一部認定漏れの路線や認定すべきでないというものにつきましては、一部変更を加えておりまして、その辺の考え方を統一した中で再編を行うといたしました。なお、今回の再編に当たっては、国の通達等を参考にしながら検討の対象といたしました。

このような考え方にに基づき、1級・2級幹線市道、その他の市道の順に十分検討した上で再編成をしたものであります。そのため、新たに市道路線全部を一括認定するものでございます。

次に、議案書の170ページをお開きください。この表に記載の全路線、先ほどの別冊の栃木市道路線認定調書を市道として認定したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。市道路線の廃止、認定についてよろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

海老原委員。

○委員（海老原恵子君） 1点だけ質問させていただきます。

この新たに認定されたということは、整備計画等は市民の皆様に見やすくなったという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） まず、今回の再編成によりまして、統一した考え方で栃木市域全域の路線を整理しましたので、この4月1日から、その経過時期については若干戸惑いもあるかとは思いますが、その辺については窓口であるとか、ホームページ等でこの周知を徹底しまして、この統一した考え方が浸透するように努めてまいります。なれていただきますと、考え方が一貫しておりますので、今後市民サービスにつながるというふうに考えております。

○委員長（岡 賢治君） いいですか。

○委員（海老原恵子君） はい。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから順次採決いたします。

初めに、議案第47号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第7、議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） ただいまご上程いただきました議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち、所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、予算書の98、99ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費についてご説明いたします。補正額は6,714万5,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の水道事業会計繰出金（簡易水道施設等）につきましては、平成27年9月豪雨災害に伴う応急給水活動に要した費用について、災害救助法に基づく救助費として県から交付される負担金を水道事業会計に繰り出すため、増額するものであります。

続きまして、108、109ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。補正額は1,122万7,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、給与及び共済費の決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため、減額補正するものであります。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

次のスマートIC設置調査事業費につきましては、当初現地測量による計画案策定のための地形図作成を予定していましたが、NEXCOとの協議により、既存の航空写真を利用した地形図作成で了解が得られたことから、この経費が削減できたことにより、入札残と合わせて減額補正するものであります。

続きまして、2目建築指導費についてご説明いたします。補正額は857万3,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。建築指導事業費につきましては、民間木造住宅の耐震診断、耐震改修費等に対する補助金の申請件数が当初見込んでいた申請件数を下回ったため、補助金を減額するものであります。

続きまして、110、111ページをお開きください。2項2目道路維持費についてご説明いたします。補正額は1,565万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の市道維持管理費（栃木）につきましては、平成27年9月豪雨災害の際に生じた土砂を撤去するための委託料を計上していましたが、公共用地等への活用をしたことにより、処分量が減ったことにより減額するものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（栃木）につきましては、測量業務及び側溝打ちかえ工事の入札執行残を減額するものであります。

次の舗装修繕事業費につきましては、防災・安全交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次の道路付属物点検事業費につきましても、防災・安全交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次の市道維持管理費（大平）につきましては、東武日光線新大平下駅東口駐輪場内における自転車盗難等の犯罪抑止のため、防犯カメラ設置工事費を増額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。補正額は1億6,665万円の減額あります。右の説明欄をごらんください。2事業目の市道114号線道路改良事業費（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）につきましては、幹線市道の拡幅整備に係るものであり、用地取得に際し、関係者との調整に時間を要することから、市道拡幅工事費を減額しまして、市道拡幅物件移転補償金の増額が主なものであります。

次の市道106号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、通学路の歩道整備に係るものであり、防災・安全交付金の内示額の配分決定及び用地取得計画の見直しにより、市道拡幅物件移転等補償金の減額が主なものであります。

次の市道F6号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、社会資本整備総合交付金の配分決定額に合わせて工事請負費の減額が主なものであります。

次の市道I388号線の道路改良事業費（岩舟静）につきましては、防災・安全交付金の配分決定額に合わせて市道拡幅物件移転補償金を減額するものであります。

次の市道 I 139号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、防災・安全交付金の配分決定額に合わせて市道拡幅測量等の委託費、市道拡幅用地購入費及び市道拡幅物件移転補償金を減額するものであります。

続きまして、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。補正額は4,464万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の市道各号線橋りょう補修事業費につきましては、橋りょう補修工事の入札執行残を減額するものであります。

次の橋梁長寿命化修繕事業費につきましては、防災・安全交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費についてご説明いたします。補正額はゼロであります。財源内訳の特定財源のうち、国庫支出金が減額となることから、一般財源を増額するものであります。

続きまして、114、115ページをお開きください。4項1目都市計画総務費についてご説明いたします。補正額は539万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の岩舟駅南口整備事業費につきましては、岩舟駅周辺地区整備基本構想を進めるに当たり、概算事業費の算出や地権者等の調査に係る岩舟駅周辺地区整備検討支援業務委託料を発注しましたが、この委託料の入札執行算を減額するものであります。

続きまして、2目土地区画整理費についてご説明いたします。補正額はゼロであります。財源内訳の特定財源県支出金が増額となることから、一般財源を減額するものであります。

続きまして、3目街路事業費についてご説明いたします。補正額は937万2,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、計画準備のための道路及び立体交差の詳細設計業務委託の入札執行残及び工法の見直しにより、測量設計等委託料を減額するものであります。

続きまして、6目まちづくり事業費についてご説明いたします。補正額は716万3,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。2行目の都市景観形成事業費につきましては、補助対象となります景観重要建造物等の提案がなかったことから、補助金を減額するものであります。

続きまして、130、131ページをお開きください。11款2項1目道路橋りょう災害復旧費についてご説明いたします。補正額は4億5,459万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、工法の見直し等による測量設計等委託料と国の災害査定の結果に合わせて工事請負費を減額するものでありまして、次の道路橋りょう災害復旧事業費の（大平）、次の（藤岡）、次の（西方）につきましても、同様の理由による減額するというものであります。

続きまして、2目河川災害復旧費についてご説明いたします。補正額は1,900万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。河川災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（都賀）に

つきましては、河川災害の査定を受け、復旧工法を精査したことにより、工事費が確定したため、減額するものであります。

次の3目公園災害復旧費についてご説明いたします。補正額は350万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。公園災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、被災した太平山風致公園の復旧事業が国庫補助の対象となり、測量設計業務委託料が不用となったことによる減額が主なものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明いたします。60、61ページをお開きください。14款1項4目1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、2億8,666万6,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の道路橋りょう災害復旧事業負担金につきましては、道路橋りょう災害復旧事業費を平成27年9月豪雨災害に対する国庫負担金の決定額に合わせて減額するものでありまして、次の河川災害復旧事業負担金につきましても同様で、河川災害復旧事業費に対する国庫負担金の決定額に合わせて減額するものであります。

次の公園災害復旧事業負担金につきましても、同様の理由により減額するものであります。

続きまして、62、63ページをお開きください。2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、1億630万9,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の防災・安全交付金につきましては、平成27年度防災・安全交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次の社会資本整備総合交付金（快適な社会基盤整備）につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、429万4,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。住宅・建築物安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金につきましては、民間木造住宅の耐震診断、耐震改修費等助成事業に対する交付金の対象件数が当初見込んでいた件数を下回ったため、減額するものであります。

続きまして、64、65ページをお開きください。15款2項5目3節住宅費補助金につきましては、253万8,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の民間住宅耐震診断助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断に対する県補助金の対象件数が当初見込んでいた件数を下回ったため、減額するものであります。

次の民間住宅耐震改修助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修に対する県補助金の対象件数が当初見込んでいた件数を下回ったため、減額するものであります。

次に、4節都市計画費補助金につきましては、21万6,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第二土地区画整理事業の平成27年度補正第2号、9月補正をもとにした県道整備に係る補助基本額の増額に伴いまして、増額するものであります。

次のページをお開きください。18款1項4目1節医療福祉モール特別会計繰入金につきましては、4,493万3,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。医療福祉モール特別会計繰入金につきましては、医療福祉モール特別会計における余剰金を一般会計へ繰り入れるものであります。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 天谷河川緑地課長。

○河川緑地課長（天谷和夫君） 続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の3ページをお開きください。第3条の繰越明許費の追加であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費補正」によるというものであります。

8ページをお開きください。繰越明許費補正（追加）所管関係部分につきましては、下から1行目の8款土木費であります。まず、1項土木管理費、建築指導事業の繰越明許額120万円につきましては、民間木造住宅の耐震建替工事について、年度内に事業完了が見込めないことから、繰り越しをするものであります。

次のページをごらんください。上から1行目の2項道路橋りょう費、市道各号線舗装補修事業（栃木）であります。繰越明許額3,000万円につきましては、工事の発注が歳出補正予算配当後になったため、年度内に工事の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものでございます。

1事業飛びまして、市道209号線道路改良事業（栃木平井町）の繰越明許額1,083万4,000円につきましては、用地取得に際し建物の移転に期間を要し、年度内の用地取得完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道102号線道路改良事業（栃木今泉町1丁目）の繰越明許額944万5,000円につきましては、用地取得に際し代替地取得に期間を要し、年度内の用地取得完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道114号線道路改良事業（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）の繰越明許額2,560万円につきましては、用地取得が難航したため、年度内の工事完了が見込めないことから、物件移転等補償金及び工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道106号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）の繰越明許額432万9,000円につきましては、用地取得に際し建物の移転に不測の期間を要し、年度内の用地取得完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道〇―152号線・〇―153号線・〇―280号線外1路線道路改良事業（大平牛久・川連）の繰越明許額1,050万円につきましては、とちぎメディカルセンターしもつが周辺の道路改良事業に際し、信号機移設がおくれたことにより、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道〇―205号線道路改良事業（大平下皆川）の繰越明許額2,368万8,000円につきましては、警察などの事前協議に不測の期間を要したことにより、発注時期がおくれたため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道〇―30・〇―1号線道路改良事業（大平下皆川）の繰越明許額220万円につきましては、用地取得に際し、相続関係などの理由により、年度内の用地取得完了が見込めないことから、土地購入費を繰り越すものであります。

次の市道F6号線道路改良事業（藤岡富吉1区）の繰越明許額3,316万円につきましては、支障物件となる電柱移転及び埋蔵文化財の確認調査に不測の日数を要したことにより、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道F1―15号線外道路改良事業（藤岡新井新田）の繰越明許額700万円につきましては、用地交渉が難航した道路の取得のおくれに伴い、工事発注がおくれたことにより、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道I388号線道路改良事業（岩舟静）の繰越明許額1,094万1,000円につきましては、建物移転等に不測の期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道I139号線道路改良事業（岩舟静）の繰越明許額1,062万5,000円につきましては、JR両毛線に近接する橋りょうの予備設計の業務委託を発注しているが、JRなどの協議に時間を要したことや建物等の移転に期間を要し、年度内に用地取得の完了が見込めないということから、設計業務委託料、用地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

続いて、10ページをお開きください。上から1行目の市道各号線橋りょう補修事業の繰越明許額420万9,000円につきましては、関係機関や河川協議に不測の日数を要し、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の宅地等復旧支援補助金（平成27年9月豪雨災害）の繰越明許額3,646万8,000円につきましては、昨年9月の豪雨により、個人宅地などに土砂等が流入するなどの被害に遭われた方々に対し、その除去や復旧に係る費用の一部を支援する補助金でありまして、補助対象額が本年9月8日までとなっておりますことから、繰り越しをするものであります。

次の新大平下駅前地区土地区画整理事業の繰越明許額6,500万円につきましては、物件移転等に先立つ仮換地指定に対し、相続人不在などの土地の権利取り扱い手続や換地割り込みに伴う事業計画の法手続に不測の日数を要し、年度内の仮換地指定が見込めないことから、物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次に、右の11ページをごらんください。11款災害復旧費であります。上から3行目、そして下から3行目までの公共土木施設災害復旧費の繰越明許費につきましては、平成27年9月豪雨災害関係であります。

それでは、上から3事業目から順次説明いたします。まず、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業（栃木）の繰越明許額4,320万円につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の道路橋りょう災害復旧事業（大平）の繰越明許額9,400万円につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の道路橋りょう災害復旧事業（都賀）の繰越明許額2億2,627万9,000円につきましては、関係機関や河川協議に不測の日数を要し、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の道路橋りょう災害復旧事業（西方）の繰越明許額1億4,445万2,000円につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の河川災害復旧事業（栃木）の繰越明許額3,491万7,000円につきましては、工事用資材の調達及び工事搬入路の地元との調整に期間を要し、工事の完了が年度内に見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の河川災害復旧事業（都賀）の繰越明許額2,225万4,000円につきましては、仮設道路用地を確保するため、地元との調整に不測の日数を要し、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の公園災害復旧事業（栃木）の繰越明許額1,095万2,000円につきましては、永野川緑地公園の災害復旧工事において、栃木県施工の永野川護岸復旧工事が完了しないと着手できないということになりますので、工事の完了が年度内に見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の公園災害復旧事業（西方）の繰越明許額6,600万円につきましては、工事関係者との協議に不測の日数を要し、工事の着手等が年度末となることから、工事請負費を繰り越すものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから、歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

入野委員。

○委員（入野登志子君） はい。よろしく願いいたします。

ページ数で111ページの道路維持費のところの道路付属物点検事業費ということで、今の説明では、配分が決定したということで伺いました。平成27年度の当初予算のところでも、ここは惣社町の歩道橋の点検ということで当初説明を伺いました。平成27年の3月です。そのときも同じ金額で200万円ですか、載せていただいています、結論的には減額になっていますから、何もできなかったということよろしいのでしょうか。何もできなかったということでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） ご質問にお答えします。

ただいまの道路付属物点検事業の減額につきましては、当初予定しました惣社町の委員さんおっしゃいます歩道橋の点検ということを予定しておりましたが、防災・安全交付金の決定がなかったということで減額しますが、これについてはこの実施はできなかったのですけれども、来年度の予算でこの後、当初予算で計上させていただいておりますので、国の予算に基づきまして執行していきたいというふうに考えております。

○委員長（岡 賢治君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） この歩道橋、多分危険であるということになっていと思うので、ぜひ来年度の予算の中でお願いいたします。

続きまして、同じページの橋りょう維持費のところの市道各号線橋りょう補修事業費でありますけれども、こちら当初予算の中では35万円ですか、工事請負費として上がってしまっていて、今回50万円の減額で、多分1年間の間で補正予算が組まれたのかなと思いますけれども、こちらはどのような形で補修事業がなされなかったのでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） お答えします。

市道各号線の橋りょう補修事業費の50万1,000円の減額でございますが、これについては実施をしまして、入札差金を減額するというものでありまして、これは市道238号線といたしまして、吉野工業の入り口のところの橋りょう補修を実施しております。

以上でございます。

○委員長（岡 賢治君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） はい、わかりました。

では、最後に繰越明許費補正の8ページでありますけれども、土木費のところの一番最後ですけれども、建築指導事業ということで繰り越しされていくのですけれども、この年度内に見込めなかったということで繰り越しになるのですけれども、どれぐらいが見込めなかったのか、何件かということで数がわかりましたら教えてください。

○委員長（岡 賢治君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 耐震の建替事業でございまして、2件ほど年度内に完成が見込めないことから、2件分の繰り越しを行ったところでございます。

○委員長（岡 賢治君） よろしいですか。

○委員（入野登志子君） はい。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第10号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時11分）

○委員長（岡 賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第8、議案第15号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） ただいまご上程いただきました議案第15号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の33ページをお開きください。平成27年度栃木市の下水道特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,284万

5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,936万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるとするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるとするものであります。

次に、36、37ページをお開きください。第2表、繰越明許費につきましては、まず2款1項公共下水道施設管理でありまして、金額は950万4,000円であります。繰り越しにつきましては、15節工事請負費でありまして、栃木県発注の県道宇都宮亀和田栃木線雨水対策工事に伴う公共下水道管渠移設工事において、占用物件であるNTTケーブル線移設工事が当初の計画よりおくれしており、年度内の工事完了が見込めないため、繰り越しさせていただくものであります。

次に、2款1項公共下水道建設事業でありまして、金額は1億3,866万円であります。繰り越しにつきましては、13節委託料と15節工事請負費であります。委託料は、巴波川流域関連栃木市公共下水道全体計画見直し及び事業計画変更図書作成業務委託が、県計画の変更と並行して実施する必要があり、平成27年度から平成28年度にかけて県との調整が必要なこと、また工事請負費は幹線枝線築造工事5件において多量の湧水処理や既設地下構造物の調査に不測の日数を要したことにより、年度内の工事完了が見込めないため、繰り越しさせていただくものであります。

次に、第3表、地方債補正（変更）につきましては、事業費の変更に伴いまして、公共下水道事業については、限度額を補正前の8億6,350万円から補正後は8億5,750万円に変更するものであります。なお、右側に記載されてあります起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

それでは、歳出からご説明いたしますので、250、251ページをお開きください。1款1項1目一般管理費についてご説明いたします。右の説明欄をごらんください。職員人件費及び県市町村総合事務組合負担金につきましては、職員課所管となりますので、省略させていただきます。

次に、252、253ページをお開きください。2款1項2目公共下水道建設費についてご説明いたします。右の説明欄をごらんください。公共下水道雨水渠整備事業費につきましては、国庫補助金の減額に伴い、事業費を減額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、246、247ページをお開きください。2款1項1目下水道使用料につきましては、4,986万9,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。栃木地域下水道使用料につきましては、下水道使用料の改定に伴い、収納を2カ月に1度に統一し、地域によって奇数月と偶数月にしたことにより、見込み額を下回るため減額するものであります。

次に、3款1項1目下水道国庫補助金につきましては、600万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。社会資本整備総合交付金（下水道）につきましては、交付額が当初予算を下回ったため、減額するものであります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金につきましては、8,000万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金につきましては、5款の繰越金の確定や歳出の職員人件費が減額となることから、一般会計からの充当分を減額するものであります。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、1億902万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。前年度繰越金につきましては、平成26年度決算において繰越金額の確定に伴い、増額するものであります。

次に、7款1項1目公共下水道債につきましては、600万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。公共下水道建設事業債につきましては、歳出の公共下水道建設事業費の減額に伴い、市債が減額となることから、補正減を行うものであります。

以上で下水道特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第9、議案第16号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） ただいまご上程いただきました議案第16号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の39ページをお開きください。平成27年度栃木市の農業集落排水特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ987万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,388万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、270、271ページをお開きください。1款1項1目一般管理費についてご説明いたします。右の説明欄をごらんください。職員人件費につきましては、職員課所管となりますので、省略させていただきます。

次の消費税及び地方消費税につきましては、中間申告及び確定申告の納付額が当初見込みを下回ったため、減額するものであります。

272、273ページをお開きください。2款1項2目施設建設費についてご説明いたします。右の説明欄をごらんください。建設事業費につきましては、供用開始区域で公共汚水ますを新規に設置する工事が当初の見込みより下回ったため、減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、268、269ページをお開きください。3款1項1目一般会計繰入金につきましては、467万7,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金につきましては、歳出の職員人件費が減額となることから、減額するものであります。

次に、4款1項1目繰越金につきましては、520万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。前年度繰越金につきましては、平成26年度決算において、繰越金額の確定に伴い、減額するものであります。

以上で農業集落排水特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第16号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第10、議案第17号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

牧野大平都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（牧野修一君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第17号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の43ページをお開きください。平成27年度栃木市の医療福祉モール特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,489万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,708万1,000円とするというものであり、第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、286、287ページをお開きください。1款1項1目医療福祉モール事業費につきましては、補正額は4,489万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。医療福祉モール管理費につきましては、13節の樹木管理費などの委託料の執行残

の減額と土地売払収入などの歳入増の差額である剰余金が生じますことから、一般会計繰出金を増額いたしまして、本特別会計の残高をゼロとするものであります。

歳出の説明は以上であります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたしますので、前のページ、284、285ページをお開きください。1款1項1目1節土地建物貸付収入につきましては、補正額は24万4,000円の増額でありまして、右の説明欄の土地建物貸付につきましては、市が所有する共用駐車場における4月からの新規貸付台数10台分を増額するものであります。

次に、1款2項1目1節土地売払収入につきましては、補正額は4,464万7,000円の増額でありまして、右の説明欄の土地売払につきましては、短期入所生活介護及び訪問看護施設としての事業用地1区画1,837.4平方メートルの売払収入を増額するものであります。

次に、3款1項1目1節預金利子につきましては、補正額は5,000円の増額でありまして、右の説明欄の預金利子につきましては、見込み額を増額するものであります。

歳入の説明は以上であります。

なお、本年度のこの土地売払によりまして、造成事業部分が完了となりますので、今年度をもって本特別会計を廃止することを議会の議決を得まして、経常的な維持管理業務予算は一般会計に移行して執行していくということとなります。

以上で平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第17号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第11、議案第19号 平成27年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

古澤水道工務課長。

○水道工務課長（古澤一豊君） ただいまご上程いただきました議案第19号 平成27年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書は305ページから306ページ、補正予算に関する説明書は309ページから317ページになります。

初めに、305ページをごらんください。今回の補正予算につきましては、昨年9月の関東・東北豪雨の災害時に水道事業が実施した救助に要した費用を栃木県より災害救助交付金として交付されることになりましたので、その補正と寺尾地区簡易水道事業及び老朽管更新事業の事業費確定により、国からの補助金額及び建設改良費を補正するものであります。

それでは、予算書をごらんください。初めに、第2条、収益的収入及び支出につきましては、第1款第2項営業外収益を416万4,000円増額補正いたしまして、2億2,191万6,000円とするものです。これにつきましては、災害救助法に基づき実施した救助に要した費用について、県より市へ一括して交付金として交付されることになったことから、一般会計より補助金として繰り入れる416万4,000円を増額補正するものであります。

次に、第3条、資本的収入及び支出につきましては、下の欄をごらんください。まず、資本的収入ですが、第1款第3項補助金を5,330万5,000円減額補正いたしまして、1億4,309万5,000円とするものです。これにつきましては、当初予定していた国からの補助金が削減されたため、減額補正するものです。内訳として、寺尾地区簡易水道事業補助金を3,957万8,000円、老朽管更新事業補助金を1,372万7,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、306ページ、資本的支出ですが、第1款第1項建設改良費を1億3,704万4,000円減額補正いたしまして、12億6,326万4,000円とするものです。これにつきましても、国からの補助金が削減されたため、事業費を減額するものです。内訳といたしまして、寺尾地区簡易水道事業を1億214万4,000円、老朽管更新事業費を3,490万円減額いたすものであります。

なお、305ページの第3条の説明文は、資本的収入が資本的支出の額の変更による補填内容の変

更を示したものであります。

次に、306ページ、第4条ですが、第2条で説明いたしました一般会計から水道事業会計への補助金の額を395万3,000円から811万7,000円に改めるもので、内訳として（4）栃木県災害救助交付金として416万4,000円を追加するものであります。

続きまして、補正予算に関する説明書309ページをごらんください。補正予算に関する説明につきましては、1の平成27年度栃木市水道事業会計補正予算実施計画、2の平成27年度栃木市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、3の平成27年度栃木市水道事業予定貸借対照表、4の注記であります。これらにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第12、議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月15日の議員全員協議会及び3月8日の建設常任委員会において既に本予算に対する説

明は済んでおりますので、本委員会においての説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入等を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては、担当部長等にもご答弁いただくこともありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

2 款総務費中、所管関係部分の質疑に入ります。

150ページから151ページ及び158ページから161ページであります。

なお、質疑に際しては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、次に移ります。

4 款衛生費中、所管関係部分の質疑に入ります。

220ページから225ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、次に移ります。

6 款農林水産業費中、所管関係部分の質疑に入ります。

242ページから243ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、次に移ります。

8 款土木費中、所管関係部分の質疑に入ります。

264ページから295ページであります。

高岩委員。

○委員（高岩義祐君） ページ数が273ページで、下から4項目めの市道〇—527号、この歩道整備事業なのですが、これは多分隣保館から旧50号までの歩道整備だと思っておりますけれども、この事業については何カ年の予定で実施されるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡 賢治君） 齊藤都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（齊藤昌巳君） この事業につきましては、歩行者の安全な通行を確保するため、主要地方道岩舟小山線から市道〇345号線の間を結ぶ幹線道路、市道〇527号線に片側

2.5メートルの歩道を設置する事業であります。

ただいまご質問の事業期間につきましては、現在この事業につきましては、平成22年から事業を実施しておりまして、一応目標といたしますと、平成29年か平成30年ぐらいを目標に現在進めておるところでございます。ただし、今現在用地買収がちょっと未買収のところがありまして、相続の絡みがありまして、もし用地買収が順調に進まなければ若干延びるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（岡 賢治君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） 今の説明ですと、平成22年からもうやっているのですけれども、私もあそこを何回か通るのですけれども、いつ終わるのかなということで、多分今相続の関係で、途中歩道が歯抜けになっていますよね。やっぱりそういう相続ができなくて、市に譲渡することができないか、そういうことなのでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 齊藤都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（齊藤昌巳君） 主に相続関係が一番用地買収のネックになっているところでございます。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） 相続以外だと、ではこれからやっぱりそんなにもめるといえることはないのでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 齊藤都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（齊藤昌巳君） 相続以外ですと、以前この地区につきましては、土地改良をしたところがございます、当時土地改良した換地面積と今回測量しました実面積がちょっと若干違うところがございます、その辺の地権者との交渉といいますか、説明にちょっと今時間かかっているところがございます。

○委員長（岡 賢治君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） そうしますと、地権者が納得をしないために、協力できないと言っているような事案があるのですか。

○委員長（岡 賢治君） 齊藤都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（齊藤昌巳君） 当時の土地改良事業を進めた時点では、本人は納得していたのですけれども、今回用地買収に絡みまして測量をしたところ、若干ちょっと面積が違っていて、本人がその面積について納得いただければ事業が進むかと思っております。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） 相続の件でおくれるというのはいたし方ないと思うのですけれども、そうい

った現の地権者が納得いかないというのは、よく説明をして、やはり周りの人から言わせますと、いつできるのだと、もう早くその歩道をつくってほしいという強い要望がありますので、大変だと思うのですけれども、担当課についてはご努力いただいて、一年でも早くつくっていただくようお願いをしたいと思います。要望です。

○委員長（岡 賢治君） 海老原委員。

○委員（海老原恵子君） 293ページの市営住宅共通管理費についてお伺いします。

まず、市営住宅はどのような管理をしてもらうことで委託料をお払いしているのでしょうか、お聞きします。

○委員長（岡 賢治君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） この市営住宅の管理費につきましては、基本的には指定管理者であります栃木市の公営住宅管理センター、こちらに4,000万円強のお金を支払っております。この内容ですけれども、常日ごろの市営住宅の管理、市営住宅は市内栃木地区だけでも現在13ございます。ただし、現時点では片柳市営住宅の使用を停止しておりますので、事実上12でございますけれども、その市営住宅の常日ごろの管理、例えばふぐあいがあったときの入居者に対する対応または使用料の徴収なども行っていただいております。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 海老原委員。

○委員（海老原恵子君） ここでの防犯関係についてお伺いしたいのですけれども、防犯関係の管理というのは、その管理の中には入っているのでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 防犯に対するケアというのも含まれてはございますけれども、ただ正直申し上げて、その防犯に関してはむしろ市営住宅ごとに管理者を置いておりまして、その管理者の方に主にご尽力をいただいているというのが実情でございます。

○委員長（岡 賢治君） 海老原委員。

○委員（海老原恵子君） 管理者と申しますと、有償で管理人として仕事をしていただいているわけでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） この管理人というのは、入居者の中から選ばれて管理人になっていただいている方でして、費用は決して高くはありませんけれども、有償であります。

○委員長（岡 賢治君） 海老原委員。

○委員（海老原恵子君） 防犯カメラ等の設置はあるのでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 残念ながら現時点ではございません。

○委員長（岡 賢治君） 海老原委員。

○委員（海老原恵子君） 実は3月1日に車のタイヤ、車輪というか、全部とられたという事件がございました。警察にも届け出して、問題になっているようなのですけれども、市営住宅の駐車場に関するガラスを割られたとか、傷をつけられたとか、苦情が多いように聞いておりますけれども、その点はどのように了解されているのかお伺いします。

○委員長（岡 賢治君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 実は私もそのような事件がたびたび起こっているという報告は受けております。

ただいまのご提案ですけれども、先日一般質問でたしか坂東議員が防犯カメラに対する質問されたかと思えますけれども、本来はそのような事件をなくすという方向で働きを強めるべきだと思いますけれども、このような事件が続発する中では、やはり今後は防犯カメラの設置というのを検討してまいりたいと思っております。

○委員長（岡 賢治君） よろしいですか。

○委員（海老原恵子君） はい。

○委員長（岡 賢治君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） 293ページ、下から15行目なのですけれども、あったか住まいるバンク事業費というのがありますね。293ページ、あったか住まいるバンク事業費の補助金600万円、これは何戸ぐらいを予定しているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（岡 賢治君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） このあったか住まいるバンクというのは、いわゆる空き家バンクでございまして、この空き家バンクを利用してリフォームを行った方について1件当たり最大50万円、これを10件、あとまた空き家の中、使っていないその家の中にいろんな家財道具なんか処分されずに残っているもの、これを処分するために上限10万円を出しますけれども、それを10件、それぞれ50万円と10万円を10件ずつ計上しております。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） ありがとうございます。

もう一つ、その下になりますけれども、定住促進支援事業費の宿泊体験施設に関する委託料、これは将来どういうことを目指した宿泊体験施設をつくるのかという、その辺の詳しいことをちょっと説明していただきたいのですが、お願いします。

○委員長（岡 賢治君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） この宿泊体験施設でございますけれども、この近辺、旧栃木のエリアに現在候補地は2カ所あるのですけれども、この近くの大通り沿いの空き家になっているお宅と、あ

とはまた巴波川沿いの1件のあいている施設があるのですけれども、そちらのいずれかを候補地として今後現時点の案でございますけれども、例えば大学とか、いろんなところに今度提案をしてもらって、そういう中からいいものを、案を選考して、今後はいろんな市民の方なんかの意見、要望なんかも巻き込んだ上で、宿泊体験施設を設けていきたいというためのものであります。それで、案が決まったら、このような実施設計を行っていききたいということで予算を計上させていただいたものであります。

○委員長（岡 賢治君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） そうすると、確認したいのですが、これは栃木の市内なのですか。よろしいのですか。

○委員長（岡 賢治君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 栃木市内でありまして、栃木地域でございます。

○委員長（岡 賢治君） よろしいですか。

○委員（長 芳孝君） はい。

○委員長（岡 賢治君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 265ページのバリアフリー推進事業費というところなのですけれども、説明をいただいたときには、鉄道の転落防止内方線の設置補助ということだったので、ちょっともう一度詳しい中身を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） ただいまのバリアフリーの推進事業費の今年度の予定でございますけれども、今年度は東武栃木駅のホームに転落防止を目的とした内方線の設置ということで予定しているのですけれども、その内方線といいますのは、通常点字ブロックというのは黄色い点字ブロックでございます。それに今ホームからの転落防止するために、そのホーム側に線状の突起をつけたものが、その線状のものを内方線というのですけれども、その内方線つきの点字ブロックを設置することで東武鉄道が来年度予定しております。それに対する市からの補助でございます。ホームの転落防止等、視覚障がい者等がホームの内側につえなどで判別できるような対策を講じるといふものでございます。

○委員長（岡 賢治君） 関連ですか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） はい、わかりました。

去年の予算でバリアフリーのところでは新栃木駅にエレベーター設置というのがあったのですけれども、東武だけで終わるところなのでしょうか。東武の駅だけで終わるところなのでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） 今後このバリアフリーの推進については、現在バリアフリー基本構想の

中の特定事業計画というのがありまして、鉄道事業者の協力を得まして、来年度は東武栃木駅で、今後JRの栃木駅のほうにもこの内方線の設置については予定をさせていただきます。それについては鉄道事業者と協議をして今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡 賢治君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 287ページ、ちょうど真ん中ごろに藤岡駅前広場整備事業費8,000万円予算が組んでありますけれども、この事業用地の購入費、これにつきましては、面積にしてどの程度予定しているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡 賢治君） 安生都市建設課長。

○藤岡総合支所都市建設課長（安生光宏君） 藤岡駅前に駅広場を整備する事業でございます。全体の面積が2,000平米ということで、これは都市計画決定されている面積でございます。それで、今年度の土地購入費としましては、一応その中の500平米程度を予定しております。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 現地に行ってみますと、非常に狭いのです。そういうことで、2,000平米、4倍ぐらいになると思うのですが、そして物件移転等の補償金ということで、これ5,000万円ありますけれども、非常に周りに自転車置き場とか、そのほかそこで管理している建物があるのですが、これについては何戸ぐらい移転件数が計画されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡 賢治君） 安生都市建設課長。

○藤岡総合支所都市建設課長（安生光宏君） 移転件数が一応9件ございます。その中で平成28年度、来年度では2件を一応予定しております。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） そうするとこの事業につきましては、完成するまでにはあと何年ぐらいかかるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡 賢治君） 安生都市建設課長。

○藤岡総合支所都市建設課長（安生光宏君） まだ国の事業認可をとっておりません。平成28年度に事業認可をとりまして、それから5年間、平成32年ぐらいを予定していきたいと考えております。

○委員長（岡 賢治君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） ご承知のとおり、ここの藤岡駅は栃木市に入ってくる一番の表玄関の駅なのです。そういうことで、それとあわせまして、ラムサールの駅とでも言ってよろしいでしょうか。そういうことでひとつこれから計画するについては、そのラムサールのまちにふさわしいように、大きな看板でもかけて、「歓迎ラムサールのまちへようこそ」と、そんなものも含めていろいろ計画していただければありがたいと思います。

以上でございます。

○委員長（岡 賢治君） 要望ですか。

○委員（大出三夫君） はい。

○委員長（岡 賢治君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 269ページの8款2項2目の道普請事業で、毎年200万円、300万円と続いているわけなのですが、説明をお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） 今回は、平成28年度におきましては、現在具体的な箇所については上がっておりませんが、今後要望があった場合、補正予算等で対応してまいりたいということで、項目を保存させていただいたというような状況でありますので、それについては今後要望あり次第対応してまいりたいと考えています。

○委員長（岡 賢治君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 要望があったら予算をとるということなのですが、その予算というか、その限度額というのは考えてはいいですか。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） 道普請事業につきましては、要綱等を定めておりまして、議員ご承知のとおり、今、市から資材等を提供するというようなことで、1カ所当たり300万円を限度とした資材の提供、それとあとは市のほうでは測量等を行っていくということになります。ですので、具体的なその要望箇所等に対応できるようなことで予算を計上してまいりますので、その具体的な箇所が上がった段階で、先ほどの要綱に基づいた範囲内で対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡 賢治君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の説明ですと、300万円というのか、その上で2件、3件出てきてもやるというのか、その辺が来年に待ってくれということがあるのかなのか、その辺、では確認をさせていただきます。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） その要求の時期といいますか、そのタイミングにもよるのでしょうけれども、できるだけ速やかに対応するためには、補正予算に間に合うような時期というのがあろうかと思えます。ですから、その辺、要望等を受けた段階で具体的に概算の事業はどのぐらいになるというような見積もり等を検討しまして、予算に速やかに対応してまいりたいと考えております。

この事業については、地元の方が主体になるというのが一番でありますので、その辺具体的に金額が幾らというものはありますけれども、この事業に取り組む熱意とか、その辺も市と地元でいろいろ協議をさせていただいて、対応できるものは速やかに対応してまいりたいというふうに考えて

おります。

○委員長（岡 賢治君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 267ページの建築指導事業費、先ほど補正予算のほうでもお聞きいたしました。申請が下回ったということで平成27年度減額にはなっているのですが、平成28年度の予算も平成27年度に比べると少なくはなっているのですけれども、耐震診断、耐震補強に関しましては、国も県も市も非常に力を入れているところでありますけれども、この少なくなっている要因として考えられることを教えてください。

○委員長（岡 賢治君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 耐震に関しましては、3.11の地震以降、それ以前に比べて大分伸びてきてはいるのですが、今年度に、昨年度もそうなのですけれども、大分予想を下回っている状況でございます。来年度の予算に関しましては、今年の実績を踏まえて、それを踏まえた上で予算要求をさせていただいたところでございます。今後予想を上回るような状況にあれば、また補正の増でお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡 賢治君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 実績を踏まえてということでありますけれども、平成26年、平成27年、今途中でありますけれども、予定と今実際どこまで来ているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（岡 賢治君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 予定というのは、申し込み件数でよろしいのでしょうか。

○委員（入野登志子君） はい。

○建築課長（長 智君） 平成26年度、耐震診断が24件、耐震補強計画が9件、耐震改修が7件、耐震建て替えが4件、今年度、平成27年度今現在でございますけれども、耐震診断が25件、補強計画が3件、耐震改修が5件、耐震建て替えが16件となっております。

以上でございます。

○委員長（岡 賢治君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） そうしますと、実績を見てということでありますけれども、今後増えて、やっぱりアピールをして、実際にこれは増やしていかないといけないと思えますけれども、今後どのようにして皆様に周知をしていこうと考えているのか。今までもやってきたと思えますけれども、さらに努力が必要かと思えますけれども、何か新しいことを考えていることがあればお聞かせ願いたいと思えます。

○委員長（岡 賢治君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 市民に対しましての周知につきましては、これまでもいろんな機会を用

いてしてきたところなのですけれども、今後におきましても、例えば広報とちぎに掲載、あとホームページに掲載、建築課窓口においてチラシ等を配布等、昨年開局になったエフエム栃木においての周知、あと建築事務所協会等の業界団体の協力を得まして、耐震ローラー作戦というのですけれども、まちなかを歩いて耐震補助制度のPRを行っていく、そういうのを実施したいと考えております。また、同じく業界団体の協力を得て、講習会等を開催して周知等を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡 賢治君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 281ページの雨水貯留・浸透施設設置補助事業費でありますけれども、昨年の予算でいきますと50万円で、今回は36万円という形になっているのですが、雨水を我が家にためてというものでありますけれども、この減額になったという理由は何でしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） 来年度予算36万円でございます。この内訳なのですが、雨水貯留施設が7件、それと雨水の浸透施設を3件ということで、貯留については3万円、浸透については5万円ということで36万円ということで予算計上しております。

以上でございます。

○委員長（岡 賢治君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 平成27年度50万円という形になってはいますが、もう新聞にも出ましたけれども、いっばいだということで出ていましたけれども、そうしますと平成28年度は対応ができるのでしょうかと思いました。

○委員長（岡 賢治君） 村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） 確かに前年度より若干少ない予算ではございますが、予算の範囲内というのが原則ではございますが、雨水の再利用ということで市でも力を入れているところでございますので、その要望によっては補正等も考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡 賢治君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、次に移ります。

9款消防費中、所管関係部分の質疑に入ります。

304ページから305ページであります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、次に移ります。

11款災害復旧費中、所管関係部分の質疑に入ります。

350ページから351ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですから、歳出各款ごとの質疑を終わります。

続いて、歳入等の所管関係部分を一括した質疑に入ります。

10ページ及び68ページから133ページであります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第13、議案第6号 平成28年度栃木市下水道特別会計予算を議題といたします。

なお、本特別会計を含む本委員会所管の特別会計及び事業会計に対する説明は済んでおりますので、本委員会においての説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。
ただいまから議案第6号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第14、議案第7号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計予算を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。
ただいまから議案第7号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第15、議案第9号 平成28年度栃木市水道事業会計予算を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第9号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（岡 賢治君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前 11 時 26 分)